

その他の高齢者支援サービス(1)

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の方などで、日常生活を送るうえで、何らかの支援を必要とする方を対象に、さまざまなサービスを実施しています。

■ 生活援助員派遣サービス

自宅で自立した生活を送ることができるよう、玄関先から道路に面した出入り口までの草取りなどの家の周りの手入れ等、一時的で軽易な生活援助サービスを行います。
利用料は1時間につき120円です。



■ 食の自立支援サービス

調理や食事の確保が困難な方を対象に、昼食および夕食を定期的に提供するとともにその際に安否の確認を行います。
また、介護予防の観点から、訪問介護等の利用検討・調整も併せて行います。
利用料は1食につき400円です。



■ 東部地区外出支援サービス（無料）

東部地区に居住する、車いすの利用などで一般の交通機関を利用することが困難な方を対象に、リフト付車両により、居宅と医療機関等との間の移送サービスを行います。

■ 除雪サービス（無料）

生活通路の確保のため、玄関先から道路に面した出入り口までの（おおむね幅80cm）敷地内の通路部分の除雪を行います。



■ 緊急通報システムの設置（無料）

高齢者単身世帯、高齢者のみの世帯などで、身体が虚弱または突発的に生命に危険な持病を抱えているため、緊急事態に機敏に行動することが困難ななどを対象に、火災・急病等の緊急時に消防本部へ通報できる装置を設置します。

- ・ 電話回線の種類により設置できない場合があります。
- ・ 状況確認などに協力していただく、近隣協力員の登録が必要です。
- ・ 電話の基本料金および通話料は自己負担です。



■ 安心ボトル（救急医療情報キット）の配付（無料）

自宅で急に具合が悪くなったときなどに、駆けつけた救急隊員などが活用するための情報を保管するためのボトルを、一人暮らしまたは一人暮らしに準じる世帯の高齢者に配付します。携帯用の「高齢者救急安心カード」も入っています。

その他の高齢者支援サービス(2)

■ ショートステイサービス

市民税非課税世帯の高齢者で、介護している方の疾病などにより介護保険の利用限度を超える短期入所が必要な場合、または、要介護・要支援認定を受けていない虚弱な高齢者が、一時的に短期入所生活介護の施設等に入所し必要なサービスが受けられます。

- ・ 利用料は1日773円です。
- ・ 送迎を利用したときは、別に184円(片道)が必要です。
- ・ 滞在費, 食費・日常生活費は実費負担です。



※ 各サービスを利用するためには要件がありますので、函館市の相談窓口や地域包括支援センター(31ページ参照)にご相談ください。

在宅福祉ふれあい事業のサービス

在宅福祉委員会が設置されている区域においては、ボランティアによる下記の援助を行っています。

■ 訪問安否確認サービス

協力員が訪問し、対話を通じて孤独感の解消、安否の確認、各種相談を行います。

■ 家事援助サービス

簡易な身の回りの世話などを行います。

■ 訪問理容美容サービス

寝たきりの高齢者などへ理容師または美容師が訪問します。

- ・ 利用料 1回 2,000円(年4回まで)



■ 会食・茶話会の開催

高齢者の孤独感の解消のために、町会館での会食会などで、相談やお話をお聞きします。

函館市社会福祉協議会 函館市総合福祉センター3階 電話 23-2226